

令和 8 年度 玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館 POS レジ及び直売所システム導入業務公募型
プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、令和 8 年度 玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館 POS レジ及び直売所システム導入業務の履行に最も適した契約の相手方となる業者を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めるものとする。

本業務は、玄海町が所有する玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館において、販売業務の効率化、売上情報の適正管理、生産者別精算事務の効率化、利用者サービスの向上を図るため導入している POS レジ 1 台及びこれと連携する直売所システムを更新して導入するものである。なお、現在使用している POS レジは平成 21 年、直売所システムは平成 29 年に導入しており、機器及びシステムの更新時期を迎えている。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和 8 年度 玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館 POS レジ及び直売所システム導入業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 運用開始日 令和 8 年 12 月 1 日（予定）
- (4) 契約期間 契約締結日から令和 8 年 12 月 25 日（金）まで
- (5) 費用の上限額 金 3,797,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、内訳は下表のとおりとし、各区分の上限額を超える提案は認めない。

区分	内訳	上限額
初期導入費用	初期導入費・機器費・システム設定費・研修費・保守費・オプション費	3,500,000 円
運用費用	システム利用料（令和 8 年 12 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）	297,000 円

- (6) 問合せ先 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地
玄海町役場 農林水産課
- (7) 連絡先 TEL 0955-52-2119
E-mail nourinsuisan@town.genkai.lg.jp

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 玄海町、佐賀県又は国から指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) POSレジシステム、直売所システムに係る同種又は類似業務の導入実績を有すること。
- (5) 本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を有し、導入後の運用・保守及び障害対応を継続して実施できること。
- (6) 個人情報保護及び情報セキュリティに関する法令、玄海町の条例・規程等を遵守できること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

5 公募に係るスケジュール

項目	予定日程・内容
公告・公募開始	令和8年8月24日(月)
参加申込書の提出期限	令和8年9月7日(月)17時まで 必着
質問書の提出期限	令和8年8月28日(金)17時まで 必着
質問に対する回答	令和8年9月2日(水) 予定
企画提案書等の提出期限	令和8年9月16日(水)17時まで 必着
プレゼンテーション審査	実施する場合は、対象事業者に別途通知する
審査結果の通知	令和8年9月30日(水) 予定
仕様調整・契約協議	契約候補者選定後、速やかに実施
契約締結	令和8年10月上旬予定
運用開始	令和8年12月1日(火) 予定

上記のスケジュールは予定であり変更する場合がある。変更が生じた場合は、段階に応じて必要な方法により玄海町ホームページ等により周知する。

6 参加申請書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の事項のとおり、プロポーザル参加申請書等を提出するものとする。

- (1) 募集方法 町ホームページで公募する
- (2) 提出書類 別記 提出書類一覧のとおり
- (3) 提出部数 A4フラットファイル、表紙に会社名、業務名を記載し、正本1部、副本(コピー可)7部提出
- (4) 提出期限 告示日から令和8年9月7日(月)まで(提出書類1~10)

※提出書類 11～13 については令和 8 年 9 月 16 日（水）まで

(5) 提出方法 持参、郵送又は電子メールによる。

(6) 提出場所 2 (6) の問合せ先に同じ

＜別記＞ 提出書類一覧

	提出書類	適 用
1	参加申請書（様式 1）	
2	会社概要	・パンフレット等でも可、様式任意
3	法人の登記簿謄本 又は登記事項証明書	・発行日から 3 か月以内のもの。写し可。 ・登記事項証明書は履歴事項全部証明書を提出すること。
4	定款の写し	
5	印鑑証明書	・発行日から 3 か月以内のもの。写し不可。
6	税務署が発行する消費税 及び地方消費税の納税証 明書	・提出日前 3 か月以内に発行されたもの。写し可。 ・非課税の場合、その旨を記載した理由書を提出すること。
7	県税事務所が発行する未 納がないことの証明書	・提出日前 3 か月以内に発行されたもの。写し可。 ・非課税の場合、その旨を記載した理由書を提出すること。
8	直近 1 か年の市町村民税 及び固定資産税の納税証 明書	・提出日前 3 か月以内に発行されたもの。写し可。 ・事業開始後 1 事業年度未満等の理由により納税証明書が提出 できない場合又は非課税の場合、その旨を記載した理由書を提 出すること。
9	使用印鑑届（様式 2）	
10	暴力団排除に関する誓約 書誓約書（様式 3）	
11	同種又は類似業務実績一 覧（様式 4）	
12	企画提案書	・A 4 版、様式任意 ・作成内容は、「7 企画提案書」及び「10 プロポーザルの選定 方法について」を参照すること。
13	業務実施体制（様式 5）	・A 4 版 1 枚で簡潔に記載すること。

14	見積書	・ A 4 版、様式任意 ・ 消費税及び地方消費税を含むこと。 (1) 令和 8 年度（初年度）見積書 初期導入費及び令和 8 年度のシステム利用料を区分して記載すること。 (2) 5 年間総額見積書 初期導入費及びシステム利用料を含む、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間に要する総額を年度ごとに区分して記載すること。
----	-----	--

7 企画提案書

企画提案書は、後段の「10 プロポーザルの選定方法について」に記述している審査基準で評価することを念頭に作成すること。

なお、各社の特徴、強みが分かるよう作成すること。

8 参加資格審査

参加申請書等の提出資料に基づき審査を行う。また、参加資格審査結果については、参加申請書を提出した各事業者へ郵送にて通知する。

9 質疑及び回答

別紙「仕様書」の内容に質問がある場合は、質問書（様式 6）を提出することとする。

- (1) 提出期限 令和 8 年 8 月 28 日（金）17 時まで必着
- (2) 提出方法 質問書を電子メールで農林水産課へ提出すること（電話不可）。なお、送付の際、件名を「質問書_社名_令和 8 年度玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館 POS レジ及び直売所システム導入業務」とすること。
E-mail : nourinsuisan@town.genkai.lg.jp
- (3) 回答方法 令和 8 年 9 月 2 日（水）までに、参加申請書を提出した事業者全て（辞退事業者を除く。）に電子メールで回答する。回答した日以降に参加申請書の提出があった者についても、速やかに回答する。

10 プロポーザルの選定方法について

本要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書等の各種書類について、以下の方法により、令和 8 年度 玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館 POS レジ及び直売所システム導入業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」）が審査を行う。

- (1) プレゼンテーション及びヒアリング

提案内容の確認のため、必要に応じてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合があります。実施する場合は、対象事業者に別途通知する。

ア 会社概要、業務実績及び業務実施体制の説明

イ 企画提案書（業務工程表を含む。）に基づくプレゼンテーション

※ア及びイの持ち時間は 20 分以内とし、時間配分は任意とする。

ウ 質疑応答（15 分程度）

(2) 実施場所 玄海町役場

(3) 実施日時 日時、場所その他必要事項については、対象事業者へ別途通知する。

(4) 審査方法

ア プレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合は、委員会の各委員がプレゼンテーション及び提出書類の内容を総合的に審査基準に基づき採点するものとする。

イ プレゼンテーション及びヒアリングを実施しない場合は、提出された企画提案書等の書類により審査を行い、委員会の各委員が審査基準に基づき採点するものとする。

ウ 各委員の採点結果を合計し、最高得点を得た者を契約候補者とする。なお、最高得点者が複数ある場合は、各委員の順位点の合計が最も小さい者を契約候補者とする。

エ 応募者が 1 者の場合においても審査を行うものとする。

オ 最高得点者であっても、全委員の合計点数の平均が 60 点に満たない場合は、契約候補者として選定しない。

カ 契約候補者との契約協議が不調となった場合又は欠格事項に該当した場合は、次点者を契約候補者として契約協議を行う。

(5) プレゼンテーションに係る留意事項

ア プレゼンテーションを行う者は、原則として本業務の業務責任者又は主たる担当者とする。なお、質疑応答については、同席者による回答を認める。

イ 参加人数は 3 名以内とする。

ウ 追加資料の配布は認めない。

エ パソコンを使用する場合は持参すること。なお、モニターは町が用意する。

(6) 審査基準（プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。）

評価項目	主な評価内容	配点
機能適合性	要求仕様を満たしているか。商品管理、生産者管理、販売管理、生産者別精算、帳票出力等の機能が充実しているか。	25 点
操作性・現場適合性	画面構成や操作方法が分かりやすく、レジ担当者や生産者が利用しやすいシステムであるか。直売所の運営に適した提案となっているか。	25 点
導入体制・スケジュール・研修	導入スケジュール及び実施体制が適切か。レジ担当者及び生産者への研修内容、操作支援、導入時のフォロー体制が充実しているか。	10 点
保守・サポート体制	問い合わせ対応、障害発生時の対応、保守内容、保守受付時間等が充実しているか。	20 点
セキュリティ・バックアップ・データ移行	セキュリティ対策、バックアップ体制、障害対策、既存データの移行方法が適切か。	10 点
同種・類似実績・将来拡張性	同種・類似施設への導入実績が豊富か。将来的な機能追加や制度改正等への対応、拡張性が期待できるか。	5 点
価格評価	初期導入費及び5年間総額の費用が明確であるか	5 点
合計		100 点

(7) 審査にあたる留意事項

- ア 本プロポーザルにかかる費用については、全て参加者の負担とする。
- イ 提出にかかる書類等については、返却しない。
- ウ 書類の提出後の差し替え、再提出は認めない。なお、町が必要と認めた場合は、追加資料の提出を求める場合がある。
- エ 提出された書類等は、提案者に無断で提案の審査以外の目的で使用しない。
- オ 電子メール等の不着等の通信事故については、町はいかなる責任も負わない。

11 審査にかかる失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1) 見積書の金額が上限額を超過している場合（消費税含む。）
- (2) 提出書類及びプレゼンテーション等に虚偽の記載や説明がある場合
- (3) 本実施要領等で定めた要件、期限、方法等を遵守しない場合

- (4) 審査結果に影響をあたえるような不正行為が発覚した場合
- (5) 契約締結の日までに、4に記載の参加資格を満たさなくなった場合

12 審査結果

審査結果については、プロポーザル審査に出席した各事業者へ郵送にて通知する。
なお、選定結果に対する問い合わせや異議申し立ては、一切受け付けない。

附 則（令和8年8月19日 告示第134号）

この要領は、告示の日から施行する。